

財政健全化判断比率の状況(平成19年度決算)

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)により算定した新しい財政指標の状況についてお知らせします。これらの財政指標については、9月17日(水)・18日(木)に開催された町定例議会で報告されています。財政健全化法では、これらの指標に応じて財政の健全度を判断し、早期に必要な措置を講じ、財政の健全化を図ることが求められています。

新しい財政指標

①実質赤字比率	一般会計等の実質赤字の比率	比率 健全化 判断
②連結実質赤字比率	全ての会計の実質赤字の比率	
③実質公債費比率	公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	
④将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率	
⑤資金不足比率	公営企業会計の資金不足額が事業規模に占める割合	

算定の対象となる会計等の範囲

区分	会計・団体等名	健全化判断比率・資金不足比率				
安平町	一般会計	一般会計	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
	特別会計	国民健康保険事業特別会計 介護保険事業特別会計 老人保健事業特別会計				
		うち 公営企業会計	簡易水道事業特別会計 公共下水道事業特別会計 工業団地事業特別会計			
一部事務組合・広域連合	安平・厚真行政事務組合 胆振東部消防組合 胆振東部日高西部衛生組合など					
地方公社・第三セクター等	安平町土地開発公社 早来町かりんずの里振興公社					

安平町の財政健全化判断比率等の状況は・・・

	0%	早期健全化基準	財政再生基準	
①実質赤字比率	●赤字額なし ※参考：赤字発生団体 4 団体 (道内)	15%	20%	財政再生段階
②連結実質赤字比率	●赤字額なし ※参考：赤字発生団体 21 団体 (道内)	20%	40%	
③実質公債費比率	○ 14.4 ● 18.5 地方債許可移行基準(8%)を超えた 地方公共団体の総数 69 団体(道内)	25%	45%	
④将来負担比率	● 105.6 ○ 138.3	350%		
	0%	経営健全化基準		
⑤資金不足比率	●全会計不足額なし ※参考 不足額発生団体・会計 27 団体・41 会計(道内)	20%		経営健全化段階

●：安平町 ○：全道平均(速報値のため変わる可能性があります。)

詳細につきましては、町のホームページ(トップページ→電子役場→安平町データ集)にも掲載しています。また、総務省の「地方公共団体の財政健全化」のページ(<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index.html>)でも、法律や制度の内容を詳しく載っていますので、あわせてご覧ください。